

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都江戸川区鹿骨二丁目19番16号
氏 名 株式会社LINE REFORMSUPPORT
代表取締役 小原 築

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和5年3月16日

許可の有効年月日 令和10年3月15日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、
(エ) 繊維くず、(オ) ゴムくず、(カ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
(キ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、
(ク) がれき類
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月16日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (条例第12条第1項第2号) (令和4年10月13日、 第2022-20-1-199号)	廃プラスチック類 4.8 t/日 (0.6 t/時×8時間)	1	千葉県松戸市松飛 台字中原286番 12
	紙くず 3.4 t/日 (0.43 t/時×8時間)		
	木くず 4.8 t/日 (0.6 t/時×8時間)		
	繊維くず 2.1 t/日 (0.26 t/時×8時間)		
	ゴムくず 3.1 t/日 (0.39 t/時×8時間)		
	金属くず 4.3 t/日 (0.54 t/時×8時間)		
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 4.4 t/日 (0.55 t/時×8時間)		
	がれき類 4.1 t/日 (0.51 t/時×8時間)		
	(令和4年11月24日)		
廃プラスチック類の 処理前物保管施設	12m ³ (コンテナ)	1	
廃プラスチック類の 処理前物保管施設	10m ³ (コンテナ)	1	
紙くずの処理前物保管施設	6.0m ³ (コンテナ)	1	
木くずの処理前物保管施設	10m ³ (コンテナ)	2	
繊維くずの処理前物保管施設	1.7m ² 1.0m ³ (フレコン)	1	
ゴムくずの処理前物保管施設	1.7m ² 1.0m ³ (フレコン)	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
金属くずの処理前物保管施設	6.0m ³ (コンテナ)	1	千葉県松戸市松飛 台字中原286番 12
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの処理前物 保管施設	6.0m ³ (コンテナ)	1	
がれき類の処理前物保管施設	6.0m ³ (コンテナ)	1	
処理後物保管施設	1.7m ² 1.0m ³ (フレコン)	14	

(以下余白)

